

世界文化遺産登録推進に向けた古市古墳群緩衝地帯
における屋外広告物規制について

【 答 申 】

平成 27 年 3 月

大 阪 府 景 観 審 議 会

○ 答申にあたって

大阪府と堺市、羽曳野市、藤井寺市は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を目指し、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を設置し、実現に向け様々な取り組みを行っている。平成22年にユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載され、平成29年の登録に向け、有識者から意見をいただきながら、ユネスコ世界遺産センターに提出する推薦書の作成を進めている。

また、古墳群を活かしたまちづくりについての目標や方向性について、地域の魅力向上や活性化につなげていけるよう、登録後を見据えた資産の保存管理や、来訪者の受け入れ体制の整備などについて検討しているところである。

平成26年5月27日に大阪府知事から「世界文化遺産登録推進に向けた古市古墳群緩衝地帯における屋外広告物規制について」の諮問を受けた。

諮問を受け大阪府景観審議会としては、資産を保護するために設定された緩衝地帯における屋外広告物の規制のあり方について審議を行い、このたび答申をまとめた。

なお、百舌鳥古墳群については堺市の権限の範疇であり、古市古墳群の建物の高さや色彩などの意匠については藤井寺市、羽曳野市の権限の範疇となっている。

したがって、大阪府において所管する屋外広告物条例が適用されることとなる藤井寺市、羽曳野市にまたがる古市古墳群緩衝地帯における屋外広告物の規制内容について答申する。

答 申

(1) 緩衝地帯の設定（別紙1）

緩衝地帯は、資産の分布範囲を取り囲むとともに、丘陵・台地などの自然地形に即して設定する。また、土地利用形態の境界、各種関係法令による取り扱いの境界、道路・線路等地形・地物にも配慮した設定となっている。

(2) 緩衝地帯における規制の考え方

資産の中核である巨大前方後円墳に関わる要素である「巨大性・特異性」を守ることが特に重要である。古墳は外からの見え方を意識して作られていることから、その巨大性・特異性を視認・実感できる景観を保全することが価値を守ることであるという方針のもと、規制内容を定める。

また、巨大前方後円墳と近接する関係者の墓の分布範囲は、より強い規制によって重点的に保全を図る範囲と位置づけ、「資産近傍」と呼称する。

(3) 羽曳野市、藤井寺市の景観計画における位置づけ

古墳を活かしたまちづくりは、羽曳野市、藤井寺市の景観計画にそれぞれ位置づけられている。羽曳野市景観形成の基本方針においては、「古市古墳群や歴史街道などがつくりだす歴史・文化の風格を感じられる景観の形成」を行うとされ、藤井寺市景観形成の基本方針においては、「古市古墳群や葛井寺などの地域固有の歴史文化景観を守り、育てる」とされている。

また、古市古墳群緩衝地帯の区域は、羽曳野市景観計画では、「大規模古墳景観形成促進区域」であり、藤井寺市景観計画では、「古市古墳群景観形成促進区域」である。

(4) 規制内容

① 規制の所管

百舌鳥・古市古墳群の規制の所管は次の表のとおりである。

規制内容		百舌鳥	古市
建築物の高さ		堺市	羽曳野市、藤井寺市
建築物の形態意匠			
屋外広告物	許可・違反事務		大阪府
	条例所管		

② 規制内容の妥当性

規制内容は、別紙2「緩衝地帯における規制方針」（案）のとおりである。この（案）

は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議において取りまとめられたものである。この（案）について審議を行ったが、屋外広告物については、緩衝地帯における規制の考え方や建築物の高さ、建築物の形態意匠の規制内容との整合性が図られており、妥当な内容である。

③ 適用除外広告物の扱い

大阪府屋外広告物条例 8 条 1 項 3 号により「自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置し、その広告物の面積が 7 m²を越えないもの」（以下、「適用除外となる自家用広告物」という）は適用除外となっている。例えば、適用除外に該当する屋上広告物が屋上広告物として掲出されれば、屋上広告物を全面禁止とする規制自体の実効性が確保できないことになる。そのため、「適用除外となる自家用広告物」について、規制方針（案）に抵触することとなるものは、掲出できない扱いとすることが必要である。

④ 経過措置

「緩衝地帯における規制方針」（案）による規制内容は、これまでの大阪府屋外広告物条例による許可基準に比すると、最も、厳しい規制となる。羽曳野市、藤井寺市が行った現況調査によると、「緩衝地帯における規制方針」（案）による規制内容に抵触することになる既存不適格広告は大阪外環状線など幹線道路沿道においては、約 40% にのぼる。経過措置期間は、大阪府屋外広告物条例 7 条により堅牢な広告物にあっては 3 年と定められており、3 年の間に許可を 2 回受けることが可能であるため実質的には 5 年程度である。

実効性を確保するためには制度周知や違反事業者への指導など多くの取り組みが必要とされるが、こられの取り組みを行うには 5 年程度では不十分であるという考え方もできるので、経過措置期間の延長等についても柔軟な対応が求められる。

なお、制度周知や違反事業者への指導にあたっては、羽曳野市、藤井寺市が主体的に取り組むことが必要であるが、現状のままでは十分な対応が取れない可能性が危惧される。大阪府から両市に対して、効果的な違反对策の仕組みづくりなど取り組みの強化を図られるよう求められたい。また、大阪府についても両市をサポートするとともに、業界団体への働きかけなど積極的に取り組んでいくことが必要である。

建企第 1175 号
平成 26 年 5 月 27 日

大阪府景観審議会会長 様

大阪府知



世界文化遺産登録推進に向けた古市古墳群緩衝地帯における
屋外広告物規制について（諮問）

大阪府附属機関条例、大阪府景観条例及び大阪府屋外広告物条例の規定
により、別紙のとおり諮問します。

世界文化遺産登録推進に向けた古市古墳群緩衝地帯における 屋外広告物規制について（諮問）

【諮問理由】

大阪府と堺市、羽曳野市、藤井寺市は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を目指し、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を設置し、その実現に向け様々な取り組みを行っております。平成22年にユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載され、平成29年の登録に向け、ユネスコ世界遺産委員会に提出する推薦書作成のために有識者から意見をいただきながら各種課題の検討を進めています。

また、古墳群を活かしたまちづくりについての目標や方向性について、地域の魅力向上や活性化につなげていけるよう、登録後を見据えた資産の保存管理や、来訪者の受け入れ体制の整備、集客事業の展開などについて検討しています。

今回、審議会に諮問するのは、資産を保護するために設定された緩衝地帯における屋外広告物の規制のあり方についてです。

緩衝地帯の範囲は、丘陵・谷・河川などの自然地形や、道路・鉄道などの既存の地物を境界として、構成資産の分布範囲全体を囲むよう設定しています。この緩衝地帯においては、建物の高さや色彩などの意匠、屋外広告物に対して法的規制を行い、古墳と調和したよりよい景観の形成を進めていきます。

百舌鳥古墳群については堺市の権限の範疇であり、古市古墳群の建物の高さや色彩などの意匠については藤井寺市、羽曳野市の権限の範疇となっております。

したがって、大阪府において所管する屋外広告物条例が適用されることとなる藤井寺市、羽曳野市にまたがる古市古墳群緩衝地帯における屋外広告物の規制内容について諮問します。

大阪府景観審議会

委員

(会長)

鳴海 邦碩 大阪大学 名誉教授

(副会長)

亀田 健二 関西大学政策創造学部 教授

大矢 京子 株式会社都市環境ソリューションズ 代表取締役 副所長

加藤 晃規 関西学院大学大学院総合政策学部 教授

嘉名 光市 大阪市立大学大学院工学研究科 准教授

木多 彩子 摂南大学理工学部建築学科 教授

下村 泰彦 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

長町 志穂 株式会社 LEM 空間工房 代表取締役 京都造形芸術大学 客員教授

若本 和仁 大阪大学大学院工学研究科 准教授

砂川 裕幸 一般社団法人 大阪建設業協会 建築委員会委員長

東房 須美子 社団法人 大阪広告協会専務理事

濱田 徹 公益社団法人 大阪府建築士会 副会長

松本 優 大阪広告美術協同組合理事長

神瀬 勝也 大阪府警察本部生活安全部 保安課 取締指導係 担当補佐

西端 勝樹 大阪府市長会代表(守口市長)

武田 勝玄 大阪府町村長会代表(河南町長)

加治木 一彦 大阪府議会都市住宅常任委員会委員長

専門委員

藤本 英子 京都市立芸術大学美術学部 教授

久 隆浩 近畿大学総合社会学部 教授

梅原 敏裕 関西ネオン工業協同組合理事長

富田 栄次 大阪屋外広告美術協同組合理事長

広井 良平 関西電力電柱広告業組合理事長

(会長の指名により、亀田副会長、嘉名委員、下村委員、東房委員、松本委員、梅原委員、富田委員、広井委員による部会を設置。)

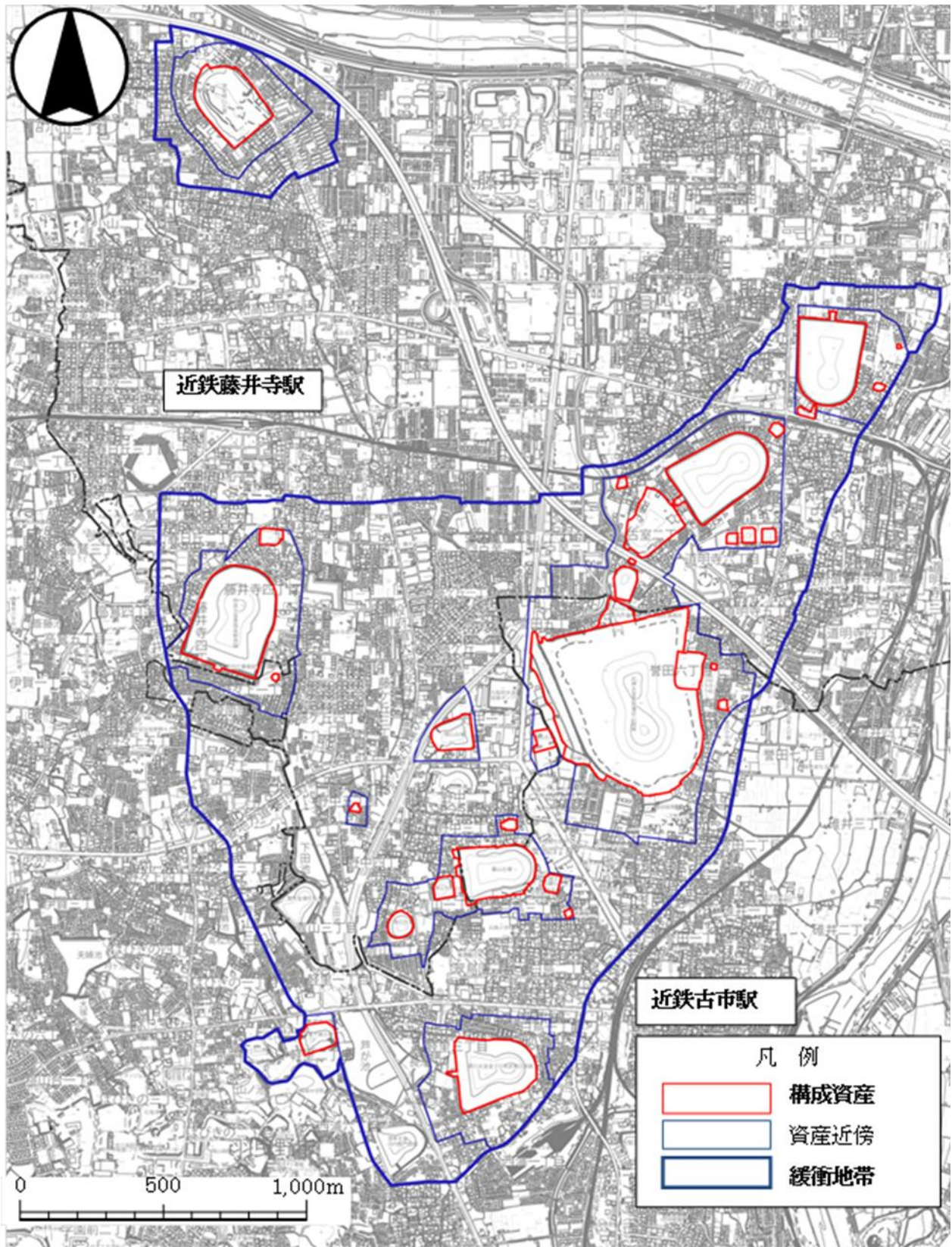
審議会 開催経過

平成 26 年 5 月 27 日 審議会

平成 26 年 8 月 7 日 部会

平成 26 年 12 月 2 日 部会

平成 27 年 3 月 19 日 審議会



緩衝地帯範囲 古市 (案)

緩衝地帯における規制方針(案) (2016年1月施行予定)

1. 建築物の高さ

対象区域	資産近傍	緩衝地帯のうち資産近傍を除く範囲
手法	都市計画法に基づき、制限高さを設ける（既存の制限は風致地区及び用途地域による、新たな制限は高度地区による） （許可制、建築基準法による確認制）	
制限内容	15m 以下（第一種低層住居専用 地域は 10m 以下）	住居系用途地域・近隣商業地域：31m 以下（第一種低層住居専用地域は 10m 以下） 商業地域：45m 以下

2. 建築物の形態意匠

対象区域	資産近傍	緩衝地帯のうち資産近傍を除く範囲
手法	都市計画法・景観法に基づき、形態意匠の制限を設ける（景観地区による）（認定制）	
制限 対象 規模	大規模建築物 （高さ 15m 超）	制限対象
	中規模建築物 （高さ 10m 超）	制限対象
	小規模建築物 （高さ 10m 以下）	制限対象
制限内容	色彩は基本的に【別表 外壁の色彩基準】の範囲とする 色彩以外についても配慮基準を設ける	

3. 屋外広告物

対象区域		資産近傍	緩衝地帯のうち資産近傍を除く範囲	
			住居系用途地域	商業系用途地域
手法		屋外広告物法に基づき、大きさや高さの制限を設ける(条例による) (許可制)		
掲出の可否		原則掲出禁止(適用除外広告物除く)	自家用広告物以外は掲出禁止(適用除外広告物除く) 自家用広告物は下記のとおり	
屋上広告物		/	禁止	
壁面 広告物	表示面積		1 敷地あたりの表示面積の合計 10 m ² 以内 取付面積の 1/3 以内	取付面積の 1/3 以内
	掲出高さ		地上から最上端までの距離は 6m 以内	
自立 広告塔 他	表示面積		1 表示面につき 5 m ² 以内かつ、総面積 10 m ² 以内	1 表示面につき 10 m ² 以内かつ、総面積 20 m ² 以内
	設置高さ		地上から最上端までの距離は 6m 以内	地上から最上端までの距離は 10m 以内
	その他		1 敷地あたり 2 物件以内(自立広告塔)	

建築物の形態意匠（外壁の色彩基準）

大規模建築物（高さ 15m 超）

色相	明度	彩度
YR(橙)系	6 以上	4 以下
R(赤)系、Y(黄)系	6 以上	3 以下
上記以外	6 以上	2 以下
無彩色	6 以上	—

中規模建築物（高さ 10m 超）・小規模建築物（高さ 10m 以下）

色相	明度	彩度
YR(橙)系	—	6 以下
R(赤)系、Y(黄)系	—	4 以下
上記以外	—	2 以下